

別表第1（第4条、第12条、第18条関係）

第12条		第4条	第18条
第12条第1項各号に掲げる事項	具体的な業務内容	通算期間及び回数（上限）	本市が負担する費用の算定方法
(1) 地域景観づくり協定の素案の作成に関すること	地域景観づくり協定の素案の作成のための勉強会やワークショップ等に関し専門的な支援を行う。	2年間 年間12回	単価：30,000円／1回 派遣回数に単価を乗じて得た額
(2) 地域景観づくり協定の案の策定、対象となる区域における合意形成及びガイドラインの策定等に関すること	地域景観づくり協定及び認定地域景観づくり協定について、次に掲げる事項に関し専門的・技術的な支援を行う。 (1) 地域コンセプトのとりまとめに関する事項 (2) 地域景観づくり協定の案の策定に関する事項 (3) 関係機関等との調整に関する事項 (4) 現地踏査及び分析に関する事項 (5) 合意形成に関する事項 (6) ガイドラインの策定に関する事項	2年間 回数上限なし	左記(1)～(6)に該当する業務の実施に要する費用の合計額 (1年間当たり2,000,000円を上限額とする。)
(3) 認定地域景観づくり協定の運用に関すること	認定地域景観づくり協定の運用のための専門的な支援を行う。	2年間 年間12回	単価：30,000円／1回 派遣回数に単価を乗じて得た額